

## 商品およびサービスの購入に関する 一般取引条件

### 1. 一般的適用範囲および優先順位

- 1.1 本「商品およびサービスの購入に関する一般取引条件」（以下「**本一般条件**」といいます。）は、購入注文書または契約書に記載された買主（以下「**買主**」といいます。）が発行する購入注文書に記載された商品、サービスまたはそれらの組み合わせ（以下「**本商品**」と総称します。）を、購入注文書または契約書に記載されたサプライヤーまたはサービス提供者（以下「**サプライヤー**」といいます。）から購入する場合に適用され、これらの者を個々に「**当事者**」といい、また両者を併せて「**両当事者**」といいます。
- 1.2 「**購入注文書**」とは、商品の購入のため買主が発行する注文書をいい、参照により購入注文書に組み込まれるかまたは購入注文書に添付される仕様書、図面またはその他の文書を含みます。買主は、買主による支払いまたは本商品の受領があったか否かにかかわらず、追加的なまたは本一般条件と矛盾する一切のサプライヤー条件（サプライヤーの見積書、注文請書、請求書またはその他の文書に記載があるか否かを問いません。）を拒絶します。**購入注文書または本一般条件の変更または修正は、購入注文書または本一般条件を修正する旨を明確に記載した、買主の権限ある代表者が署名した書面によらない限り、拘束力を有しません。**
- 1.3 購入注文書および本一般条件は、口頭によるものか書面によるものかを問わず、購入注文書の主題に関する従前の通信内容、表明、約束または交渉に優先します。本一般条件、購入注文書または両当事者が締結する契約において言及されるすべての文書は、併せてひとつの「**本契約**」として解釈されます。これらの文書の条項中に両立し得ない矛盾がある場合、以下の優先順位が適用されます。1) 購入注文書の締結後に両当事者が締結した文書であって、購入注文書の条件に明確に取って代わるもの、2) 両当事者が締結した文書であって、既存の条件または合意内容に明確に取って代わるもの、3) 本商品の売買に関して両当事者が締結した基本契約、枠組契約またはその他の契約、4) 購入注文書および参照により購入注文書に組み込まれる条件または文書、そして最後に、5) 本一般条件。

### 2. 価格

サプライヤーは、購入注文書に記載された価格および通貨で本商品を提供します。サプライヤーの価格には、購入注文書に基づき購入される本商品に適用されるすべての税金、手数料および/または関税ならびにすべての梱包費および指定された納品先までの運賃が含まれます。ただし、買主が回収可能な付加価値税（またはこれに相当する税）は、サプライヤーの価格に含めず、サプライヤーの請求書に別途記載するものとします。サプライヤーが付加価値税（またはこれに相当する税）を支払う法的義務を負う場合、サプライヤーは買主が当該税を還付請求できるよう、適用される規則に従って買主に請求を行うものとします。サプライヤーは、公正かつ妥当な価格を提示するものとします。

### 3. 納品

- 3.1 サプライヤーは、購入注文書に記載された場所、数量および日付において本商品を納品します。設置または組立てを伴うサービスまたは納品を含む本商品については、納期通りの納品は買主が

## フォーム GTC 日本語訳 (購入編)

本商品を受け入れることを条件とします。期限厳守は本一般条件の絶対条件であり、購入注文書に明記された期日に本商品を納入しない場合は重大な違反とみなされます。

- 3.2 納品に際しては、内容物、ロット番号、バッチ番号、数量および完全な購入注文書識別番号と、該当する場合には有効期限を記載した梱包票または納品書をその都度添付しなければなりません。

#### 4. 遅延および違約金

購入注文書の期日通りの履行が遅延したかまたは遅延するおそれがある場合、サプライヤーは、かかる遅延を認識した時点で直ちに、遅延の可能性の理由、サプライヤーの短期および長期的な遅延軽減策等、関連するすべての情報を記載した書面による通知を買主に交付しなければなりません。

#### 5. 梱包および出荷

- 5.1 すべての本商品は、買主の指示もしくは仕様に従って、またはこれらが無い場合には、損傷のない状態での受領を保証するのに十分な方法で、適切な商慣行に従って梱包されます。梱包材は可能な限り環境に配慮したものを使用します。
- 5.2 サプライヤーがこのような方法で本商品を梱包しなかった結果、輸送中に本商品が損傷した場合、サプライヤーは、損傷した本商品を交換するか、または損傷した分離可能な部分を（整備済製品ではなく）新しい部品と交換する責任を負います。
- 5.3 買主から要求があった場合、サプライヤーは、本商品を輸送のため運送業者に引き渡した時点で買主に対し書面により出荷通知を行います。
- 5.4 サプライヤーは、1) 輸送規制、輸出規制、関税規則および国際貿易規則を遵守するため、ならびに 2) 関税、税金および手数料を合法的に最小限に抑えるために必要なすべての情報およびデータを買主に提供しなければなりません。

#### 6. 出荷条件、所有権の移転および危険負担

- 6.1 別段の合意または購入注文書に別段の記載がない限り、サプライヤーは、買主が指定する場所に仕向地持込み渡し・関税込み条件（インコタームズ 2020）で本商品を納入します。設置および組立を伴う納品およびサービスについては、買主が本商品を受け入れたという最終的な同意があった時点で買主にリスクが移転します。
- 6.2 サプライヤーの販売倉庫から価格設定を行う場合、買主が別段の指示または同意をしない限り、サプライヤーは最も低いコストで本商品を出荷するものとします。サプライヤーがこれに従わない場合には、それによって発生した追加費用を負担するものとします。仕向地持込み渡し価格設定の場合、買主は輸送の種類を決定することができます。
- 6.3 サプライヤーは、買主が書面により同意しない限り、納期に間に合わせるための速達運賃を負担するものとします。サプライヤーは、買主から書面による明示的な許可を得ることなく、輸送、運送、物流または保管等に関する保険料を買主に請求することはできません。
- 6.4 本商品の所有権は、買主の住所であるか買主が指定した第三者の住所であるかを問わず、買主が指定した場所で本商品を受領した時点で買主に移転します。サプライヤーは、いかなる第三者の

権利（所有権留保、リーエン等）も存在しないことを保証するとともに、第三者からの賠償請求について買主を補償します。

## 7. 検査

買主は、本商品のすべてまたはサンプルを検査することができ、欠陥のあるまたは適合しない本商品のすべてまたは一部を拒絶することができます。本商品の検査、テスト、承認、設計承認または受け入れは、サプライヤーの保証または欠陥に対する責任を免除するものではありません。

## 8. 請求書および支払い

- 8.1 買主から別段の指示がない限り、サプライヤーは、各出荷後に、買主の指定した電子メールアドレスまたはシステム宛てに電子請求書を送信します。請求書には、サプライヤーに関する情報（名称、郵送先住所および電子メールアドレス）、完全な購入注文書識別番号、本商品の一覧および説明、本商品の出荷数量、支払額、配送情報、原産国、ならびに本商品を識別および管理するために必要なその他の情報または買主が別途指定するその他の情報を記載します。請求書には、当該請求書に基づいて支払うべき金額の計算において、請求書に記載された本商品につきこれまでに支払いがあった場合はその旨が明記されます。また請求書には、本商品に関連する有効な税法上の最低要件も記載しなければなりません。
- 8.2 請求書は、それが適切に提出された後に買主によって受領されたものとみなされ、支払期限が開始されます。サプライヤーが、証拠書類、作業指示書または材料確認証明書を提出する義務を負う場合、請求額の支払期限はかかる資料を受領するまで開始されません。
- 8.3 別段の合意がない限り、支払いは、1) 注文した本商品全体の納品（一部納品は不可）、または2) 適正な請求書の受理および受領のうち、いずれか遅い方の日から正味 60 日以内に、またはいずれか遅い方の日より後に購入注文書の指示に従って、電信送金で行われるものとし、本商品の欠陥により適正な支払額を買主が相殺または留保する場合は、現金割引による控除も認められます。留保された金額については、買主が満足するように欠陥が完全に治癒された時点で支払期限が開始されます。
- 8.4 支払いの事実は、請求書の正確性または本商品の契約上の引渡しの承認を構成するものではありません。

## 9. 債権の相殺、留置および譲渡

- 9.1 買主は、法的に認められる範囲内で相殺権および留置権を有します。
- 9.2 サプライヤーは、訴訟においてその反対請求が正しいと判断された場合、異議のない場合、または買主が認めた場合を除き、相殺権を持たないものとし、買主の書面による事前同意がない限り、サプライヤーは、取引関係に基づく納品義務または支払請求権の全部または一部を第三者に移転し、譲渡し、またはこれを担保に供することはできません。

## 10. 保証、保証期間、請求期間

- 10.1 サプライヤーは、買主、その承継人、譲受人、顧客およびエンドユーザーに対し、すべての本商品（すべての交換品または修正された本商品もしくは部品を含みます。）が、(i) 材料、仕上がりおよび設計の面で欠陥がないこと、(ii) 買主が提供または指定した該当の図面、設計図、品質管理計画、仕様書、サンプルおよびその他の説明書に適合すること、(iii) 商品性があり、意図された目的に適合すること（本商品が買主の提供した詳細設計によるものでない場合）、(iv) すべての法令を遵守すること、(v) リーエンその他のいかなる負担もないこと、ならびに (vi) 第三者の特許、公開特許出願、商標、著作権、企業秘密その他の知的財産権を侵害しないことを保証します。サプライヤーは、該当する業界の最高水準に従って手際よくサービス（本商品の定義に含まれます。）が履行されることを保証します。これらの保証は、明示または黙示を問わず、他の保証、声明または免責条項によって制限または除外されるものではありません。上記の基準をひとつでも満たさない本商品を「**不適合品**」と総称します。
- 10.2 受け入れを条件とする場合、別段の合意がある場合、材料仕様書でより長い期間が定められる場合または法律で義務付けられる場合を除き、保証期間は納品日から 24 ヶ月間（以下「**保証期間**」といいます。）とします。この保証は、納品、買主による検収および支払い後も存続します。保証違反に対する請求は、本商品が検査を経た場合であっても、不適合品が発見されるまで発生しません。時効が適用される場合は、不適合品が実際に発見された日から進行します。
- 10.3 保証期間の開始後 6 ヶ月以内に欠陥が生じた場合、本商品または欠陥の種類と矛盾しない限り、かかる欠陥はリスク移転の時点で既に存在していたものと推定されます。
- 10.4 本契約上、「**成果物**」とは、本契約の結果として、サプライヤーが制作し、準備しもしくは買主に引き渡すか、またはその他の形で生産、考案、作成、提案もしくは開発する有形・無形のすべての品目（商品、サービス、発明品、発見物、著作物、プログラム、二次的著作物、ソースコード、オブジェクトコード、アイデア、技術、方法、製法、情報、データ、文書および資料を含みます。）をいいます。サプライヤーは、本商品および成果物が第三者の特許権、商標権、著作権または企業秘密権を侵害していないこと、またいかなる第三者も本商品に対し担保権または財産権を有していないことを表明し、保証します。なお、本第 10.4 項に定める保証は永続的に存続するものとします。

## 11. 欠陥、救済および欠陥に係る賠償請求

- 11.1 サプライヤーは、不適合品の納入によって生じた費用および損害（超過運送費、税金および関税を含むがこれらに限定されない。）を買主に補償します。
- 11.2 サプライヤーは、欠陥品または不適合品が買主に供給されたことを発見したときは、直ちにその旨を買主の請求担当者、調達担当者および品質管理責任者に書面で通知しなければなりません。欠陥品または不適合品につきサプライヤーから通知を受けた場合または買主自身がこれを見つけた場合、買主はサプライヤーに書面で通知することにより、不適合品を速やかに修正または交換するようサプライヤーに要求することができます。サプライヤーが 30 日を超えない合理的な期間内に不適合品の修正または交換を行わない場合、買主は、新たな権利および請求権を損なわれることなく、自らの判断で、その保持する欠陥品または不適合品をサプライヤーの費用負担で修正するか、他の供給業者の本商品と交換しその費用をサプライヤーに請求するか、または正当な理由により購入注文書を解除することができます。
- 11.3 欠陥または不適合が本商品の加工中または運用中に初めて確認された場合、買主は、他の請求権にかかわらず、無用となった作業に対する補償を請求する権利を有します。

## 12. 品質および品質管理

- 12.1 サプライヤーは、一般に認められた技術水準、適用ある法定規則および公的要件（随時の変更を含みます。）ならびに買主の業務規則および要件を遵守するものとします。これには特に、事故防止規則、一般に認められた技術的セキュリティ要件および欠陥に関する通知の付与が含まれますが、これらに限定されません。
- 12.2 サプライヤーは、本商品の仕様に影響を与える可能性のある変更を実施する場合には、少なくともその 60 日前までに書面で買主に通知しなければなりません。
- 12.3 買主から要求があった場合、サプライヤーは、買主から要求された形式および方法でリアルタイムの生産および工程データ（以下「**品質データ**」といいます。）を遅滞なく提出するものとします。サプライヤーは、本一般条件に基づいて提供される本商品を対象とする検査、テストおよび工程管理システム（以下「**サプライヤーの品質システム**」といいます。）で、買主およびその顧客が容認可能であり、買主の品質方針、購入注文書における品質要件および／または両当事者が書面により別途合意するその他の品質要件（以下「**品質要件**」といいます。）に適合するものを提供し、維持するものとします。買主がサプライヤーの品質システムを受け入れ、その適格性を承認しても、購入注文書に基づくサプライヤーの義務および／または責任（自らのサブサプライヤーおよび下請業者に関するサプライヤーの義務を含みます。）は変更されません。サプライヤーの品質システムが購入注文書の条件に適合しない場合、買主は、サプライヤーの費用負担により、品質要件を満たすために必要な追加の品質保証措置を要求することができます。
- 12.4 サプライヤーは、すべての試験データおよび検査データを含む、サプライヤーの品質システムに関する完全な記録を維持するものとし、1) 購入注文書の完了後 3 年間、2) 購入注文書に適用される仕様書に記載された期間、または 3) 適用法により求められる期間のうち、最も長い期間、買主およびその顧客がかかる記録を閲覧できるようにします。
- 12.5 買主は、サプライヤーの施設（またはそれ以外の場所）において買主の仕様への適合性を評価するため、品質監査を実施するため、および／または本一般条件に基づいて供給される本商品（サービスを含みます。）に関する検査もしくはテストを実行するためもしくはこれに立ち会うために、購入注文書に基づく作業が行われる現場に無償で立ち入る権利を有するものとします。
- 12.6 該当する場合において、買主の独立した認証機関または認定機関（すなわちノーティファイド・ボディ）は、通常の営業時間内に、サプライヤーの製造施設または保管施設において品質管理または品質監査（医療機器や医療機器部品を供給する場合の抜き打ち検査を含みます。）を実施する権利を有するものとします。該当する場合または必要ある場合において、サプライヤーは、サプライヤーの供給業者の製造施設および保管施設への同様の立ち入りを手助けします。
- 12.7 サプライヤーが本商品の製造者ではない場合、サプライヤーは、適合証明書に記載された相手先商標製品製造者までの、本商品のトレーサビリティを証明するものとします。サプライヤーが本商品のトレーサビリティを証明できない場合、サプライヤーは、買主の書面による同意を得ることなく当該本商品を買主に出荷してはならないものとします。
- 12.8 必要に応じ、サプライヤーは本商品の生産および／または品質に関して別途契約（以下「**品質契約**」といいます。）を締結するものとし、かかる品質契約と本第 12 条の間に矛盾がある場合には品質契約が優先するものとします。

### 13. 重要な開示

- 13.1 該当する法域において、サプライヤーは、他の保証に加え、すべての本商品が、(a) 適用される範囲で、EU RoHS (RoHS-1 および RoHS-2) 指令、残留性有機汚染物質に関する 2019 年 6 月 20 日の欧州議会および理事会規則 (EU) 2019/1021 (以下「**POPs 規則**」といいます。)、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約、および/またはこれらに相当する国や地域の規則に準拠していること、ならびに (b) EU の「化学物質の登録、評価、認可および制限 (REACH) に関する規則」の附属書 XIV、REACH 規則の附属書 XVII または他の該当法域における同種の法律において高懸念物質 (SVHC) として規制される物質を含んでいないことを保証します。ただし、サプライヤーが買主に書面で明示的に通知した場合 (新規物質が REACH および附属書 XIV、附属書 XVII および候補リスト (Candidate List) に追加された場合に買主に書面で明示的に通知した場合もこれに含まれます。) にはこの限りではありません。サプライヤーは、上記の指令や規制に影響を及ぼすような本商品の変更について、買主に合理的な事前通知を行うものとします。
- 13.2 買主から書面による要求を受けた場合、サプライヤーは 7 営業日以内に、買主が要求する形式および詳細において、本商品に組み込まれたすべての材料の一覧、かかる材料の量、およびサプライヤーが知る限りのかかる材料の変更情報または追加情報を買主に提供するものとします。またこれを制限することなく、サプライヤーは、買主の要求に応じて、ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法 (以下「**ドッド・フランク法**」といいます。) の第 1502 条、1934 年証券取引所法の第 13 条(p)項 1 号および様式 SD ならびにこれらに準ずるすべての適用法令および規則に基づく買主および買主の顧客のデューデリジェンス要件、開示要件および監査要件 (これには、それぞれの本商品に含まれる紛争鉱物 (ドッド・フランク法第 1502 条(e)項(4)号に定義されています。)) とその原産国 (または適正な調査をもってしてもかかる原産国が判明しない理由) を特定するためのサプライヤーのサプライチェーンの適正な調査 (およびかかるサプライヤーによる認証) が含まれます。) のすべてを買主が適時に遵守できるようにするため、(十分に詳細な) すべての情報を書面による証明を付して買主に提供するものとします。またサプライヤーは、買主の要求に応じて、買主の紛争鉱物報告プロセス/システムに参加することに同意します。
- 13.3 本商品に、1986 年安全飲料水および有害物質施行法、カリフォルニア衛生安全法第 25249.5 条以降 (以下「**プロポジション 65**」といいます。)) に基づき、癌や先天的欠損症などの生殖障害を引き起こすと米国カリフォルニア州が決定した化学物質が含まれる場合、かかる本商品についてプロポジション 65 に完全に準拠した警告表示を行うか、またはかかる化学物質がプロポジション 65 に基づく警告表示を必要としない量である場合、サプライヤーは買主に対し、警告表示を必要としない旨を記載した証明書ならびにかかる証明を裏付ける試験プロトコルおよび試験結果を提供します。

### 14. 補償

サプライヤー (以下「**補償当事者**」といいます。)) は、自らの費用負担により、買主ならびにその所有者、子会社、関連会社、役員、取締役、従業員、代表者、代理人、承継人、譲受人および顧客 (以下「**補償対象者**」と総称します。)) を、サプライヤー側の過失、故意の不正行為、購入注文書もしくは本一般条件に対する違反または不適合品の納入に起因または関連して発生し、補償対象者が被ったかまたは要求された一切の損失、費用、経費、損害、請求、要求または責任 (弁護士および専門家の合理的な報酬および費用、和解、示談、判決または評決を含みますが、これらに限定されません。)、ならびにサプライヤーが提供した本商品が原因で発生した人身傷害、死亡および/または物的損害 (サプライヤーもしくは買主の施設内またはそれ以外のいずれの場所で発生したか、またかかる状況がいつ発生しもしくは発見されたかを問いません。)) に対

する責任（以下「**補償対象事由**」といいます。）について補償し、防御し、かつこれらに損害を与えないものとします。補償対象事由には、買主の顧客が提起した請求、第三者請求および当事者間の請求が含まれますが、これらに限定されません。サプライヤーは、いかなる場合でも、買主の書面による事前の同意なしに、補償対象事由に関する和解を行わないものとします。

## 15. 知的財産権に関する補償

購入注文書に基づいて提供された本商品に関し、サプライヤーは、自らの費用負担により、補償対象者を、本商品または成果物の使用、販売、輸入、流通、複製または使用許諾に起因する、1) 特許、著作権もしくは商標の侵害、2) 企業秘密の違法な開示、使用もしくは不正流用、または 3) その他の第三者の知的財産権の侵害の、現実の発生または発生したとの申し立てに起因または関連して発生し、補償対象者が被ったかまたは要求された一切の損失、費用、経費、損害、請求、要求または責任（弁護士および専門家の合理的な報酬および費用、和解、示談、判決または評決を含みますが、これらに限定されません。）、またサプライヤーがかかる訴訟、請求または訴訟手続の防御を引き受けない場合には、かかる訴訟、請求または訴訟手続の防御のために補償対象者が負担した費用について補償し、防御し、かつこれらに損害を与えないものとします。かかる訴訟、請求または訴訟手続があった場合、買主は速やかにその旨をサプライヤーに通知するとともに、それを防御するための権限、情報および援助を（サプライヤーの費用負担において）サプライヤーに与えるものとします。サプライヤーは、かかる請求または訴訟の防御と、本一般条件に基づく補償対象者の権利と整合的にその和解のためのすべての交渉を行う権利を有します。サプライヤーは、買主の書面による事前同意（かかる同意は不当に留保されてはなりません。）を得ずに和解を行わないものとします。補償対象者は、自らの利益を守るために防御または交渉に参加することができます。いずれかの本商品の使用が差し止められた場合、サプライヤーは、本一般取引条件、衡平法または適用法令に基づき買主が有するその他の権利に加え、買主の選択およびサプライヤーの費用負担により、1) 本契約において企図されるとおりにかかる本商品の使用を継続する権利を補償対象者のために確保するか、2) かかる本商品を侵害のない同等品と交換するか、または、3) 本商品を回収し、かつ／もしくは本商品の提供に際して本商品のかかる使用を中止して買主に購入代金を払い戻すものとします。いずれの場合も、サプライヤーはすべての関連費用を負担する責任を負います。

## 16. 製造物責任およびリコール

買主、買主の顧客または「**政府機関**」（国もしくは政府、州またはその他の政治的下位組織、および政府のまたは政府に関する行政、立法、司法、規制または管理機能行使するあらゆる事業体を含むものとして広義に定義します。）が、本一般条件の定める仕様のいずれかの基準をサプライヤーが遵守しなかった結果、買主に販売された本商品に欠陥が生じておりリコールキャンペーンが必要と判断した場合、買主は自らの合理的な裁量による決定に従ってサプライヤーの単独の費用負担および危険負担によりかかるリコールキャンペーンを実施し、欠陥商品をサプライヤーに返品するかまたは当該商品を破棄する権利を有します。リコールキャンペーンを実施する場合、サプライヤーは、買主の選択およびサプライヤーの単独の費用負担により、欠陥商品を適合品と速やかに交換するものとし、かかる交換用の本商品を買主または買主の指名する者に提供するものとします。この規定は、本商品に適用される製品保証の期間が満了している場合でも適用されます。本商品が本契約に定められた仕様または保証に適合していないとの合理的な判断に基づいてリコールキャンペーンが行われた場合、サプライヤーはかかるリコールキャンペーンに関連する買主のすべての費用を負担します。買主がサプライヤーに提供した設計図、図面または仕

様書の欠陥によりリコールキャンペーンが必要となった場合、買主はかかるリコールキャンペーンに関連するすべての費用を負担します。

## 17. 買主の責任制限

法律で認められている最大限の範囲において、買主は、見込利益もしくは逸失利益、または特別損害、懲罰的損害、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害について一切責任を負わないものとします。購入注文書またはその履行もしくは違反に起因もしくは関連して、またはその結果として生じた損失または損害に対するあらゆる種類の請求に関する買主の責任総額は、いかなる場合でも、かかる請求の原因となった本商品もしくはサービスまたはその一部に配分される価格を超えないものとします。買主は、解約料、延滞料、違約金または約定損害賠償金を明示的に拒否し、その支払責任を負わないものとします。

## 18. 買主の所有権

- 18.1 買主がサプライヤーに提供したサンプル、製造機器、部品、工具、プロフィール、計測器および検査機器、提供材料、図面、作業基準書、印刷用テンプレート等の所有権は引き続き買主に帰属するものとします（以下「**買主の所有物**」といいます。）。サプライヤーは、購入注文書を履行する目的でのみ買主の所有物を使用することができます。サプライヤーは、買主の所有物を複製し、買主の所有物を第三者に提供し、または買主の所有物に関する機密情報もしくはサプライヤーがそれを保持していることを開示してはなりません。サプライヤーは、買主の所有物を使用して製造されたものを第三者に使用させてはならず、またこれを第三者に提供もしくは販売してはなりません。サプライヤーは、買主の所有物を、無償で、かつ企業としての合理的な注意をもって保管します。サプライヤーは、買主の所有物をサプライヤーが保有する他の財物と区別して保管しなければなりません。サプライヤーは、買主の所有物にその所有権が買主に帰属することを表示し、買主から要求があったときはかかる表示の証拠写真を提供するものとします。
- 18.2 買主から提供された材料の加工または改造は買主のために行われ、かかる新アイテムまたは改造品の所有権は直ちに買主に帰属します。法律上の理由でこれが不可能である場合、買主およびサプライヤーは、新アイテムの加工中または改造中に買主がその所有者となることにつき合意します。買主が代金を請求された鋳型、工具、テンプレート、印刷用テンプレート等は、支払いと同時に買主の所有物となります。サプライヤーは、これらのアイテムおよび材料を買主のために無料で、かつ企業としての合理的な注意をもって保管するものとします。
- 18.3 買主の別段の指示がない限り、サプライヤーは、購入注文書に基づく本商品の納入後に買主の所有物を返却するものとします。

## 19. 予備部品／サービス提供

- 19.1 書面による別段の合意がない限り、サプライヤーは、本商品の納入および受け入れ後 10 年間または本商品の耐用年数のうちいずれか長い方の期間、必要な予備部品を買主に販売するか、または必要な予備部品の代替供給元を特定するものとします。
- 19.2 本商品の提供後 10 年間、サプライヤーは、買主の書面による要求に応じ、買主の従業員に対して本商品の使用法および保守作業に関する研修を提供し、また必要なサービスを専門的に実施するものとします。



## 20. 秘密保持

購入注文書の存在および条件；買主の事業、技術、将来の見通しまたは財務状況に関連するデータ、仕様書、図面、技術またはその他の情報もしくは資料あるいは買主のその他の財産権の情報または機密情報で、サプライヤーが買主から入手したかまたはその他の方法で発見したもの（顧客リストを含みますがこれに限定されません。）およびこれらのいずれかから派生したまたはいずれかを組み込んだサプライヤーが保持するすべての情報は、サプライヤーが自らの機密情報または機密資料を保護するために払う注意と同程度の（ただし合理的な注意を下回らない）注意を払ってサプライヤーにより機密として保持され、購入注文書の履行を目的としてのみ使用されるものとし、これを相対する正式な書面による合意がない限り、サプライヤーが買主に提供したすべてのデータ、仕様書、図面、技術およびその他の情報または資料は非機密情報として買主に提供され、買主はこれを制限なく使用および／または開示することができます。

## 21. 解除

- 21.1 相手方当事者が重大な違反を犯し、かかる違反が是正可能であるにもかかわらず違反当事者が当該違反の理由を明記した書面通知の受領後 30 暦日以内に当該違反を是正しない場合、非違反側当事者は、購入注文書または該当する場合には両当事者間で締結された本商品に関する契約の全部または一部を、何ら責任を負うことなく解除することができます。重大な違反には、納品遅延、不適合品の納入、または買主が書面で明示的に許可していない買主の知的財産権もしくは機密情報の悪用もしくは開示が含まれますが、これらに限定されません。
- 21.2 相手方当事者が支払不能に陥った場合、または相手方当事者によりもしくは相手方当事者に対して破産、管財人による財産管理、会社更生もしくは債権者のための譲渡に関する申し立てがなされもしくはその手続が開始された場合、支払不能状態にない当事者は、購入注文書または該当する場合には両当事者間で締結された契約の全部または一部を書面通知により解除することができます。
- 21.3 買主は、サプライヤーが購入注文書に基づく注文を実行するための手続を開始する前または購入注文書による注文から 72 時間以内のうちいずれか遅い方の期間中、自らの単独の都合で購入注文書に基づく注文またはその一部を取り消す権利を有します。かかる取り消しがあった場合、サプライヤーは、本一般条件に基づくすべての作業を直ちに中止するとともに、自らの供給業者または下請業者による同作業を直ちに中止させるものとし、取り消しの通知を受けた後に行った作業、またはサプライヤーの供給業者もしくは下請業者が負担した費用のうちサプライヤーが合理的に回避できたものについては支払いを受けません。買主は、購入注文書に基づく注文の実行に必要な量の範囲内で、原材料または仕掛品を原価で購入することができます。サプライヤーは、その購入費用を証明する書類を提出します。買主は、サプライヤーの供給業者に返却可能な材料、再販可能な材料またはサプライヤーの他の顧客のために通常業務の一部として転用可能もしくは使用可能な材料については責任を負いません。
- 21.4 買主が上記第 21.3 項に基づいて購入注文書に基づく注文を取り消した場合、買主のサプライヤーに対する唯一の責任およびサプライヤーの唯一かつ排他的な救済は、取り消し前に買主が受領した本商品の代金と、取り消しの時点で 1) かかる仕掛品が買主独自の商品に関するものであり、かつ、2) サプライヤーが過去 12 ヶ月間に他の顧客に当該商品を販売していない場合に、買主のために仕掛品に直接帰属する時間および材料のコストを反映した金額の合計額です。なお、この補償には、見込利益の逸失および間接損害は含まれないものとし、

- 21.5 本第 21 条の規定により購入注文書に基づく注文の一部が解除されない限り、サプライヤーはその部分の履行を継続します。
- 21.6 作業の中止 買主は、書面で通知することによりいつでも無償で、サプライヤーに対し、購入注文書に基づく作業の全部または一部を、最大 60 暦日間または両当事者間で合意される更に長い期間において中止するよう求めることができます（以下「**作業停止命令**」といいます。）。作業停止命令を受領した場合、サプライヤーは直ちにその条件に従わなければなりません。買主は随時、作業停止命令の全部または一部を取り消すか、または本第 21 条に基づく作業を中止させることができます。作業停止命令が取り消された場合またはその有効期限が切れた場合、サプライヤーは直ちに作業を再開しなければなりません。

## 22. 不可抗力／正当な遅延

- 22.1 いずれの当事者も、その合理的な支配が及ばない以下の原因による本一般条件の不履行または履行遅滞について、一切の責任を負いません。

天災、暴動、戦争、テロ行為、疫病、パンデミック、検疫、内乱、通信設備の故障、ウェブホストの不具合、インターネットサービスプロバイダーの不具合、自然災害、政府の行為もしくはは不行為、法令の改正、全国ストライキ、火災、爆発、原材料もしくはエネルギーの一般的な入手不能（以下「**不可抗力事由**」といいます。）

- 22.2 正当な遅延による影響を受けた当事者は、かかる遅延の予想継続期間に関する情報を含む書面通知を速やかに相手側に対して行い、遅延を解消できる場合はその解消に向けてあらゆる合理的な努力を払うものとします。サプライヤーは、買主への本商品の供給を実務上可能な限り速やかに再開することについて責任を負います。サプライヤーの納品が遅延した場合、買主は、自らの単独の選択により、予定されている納品を取り消すか、または履行期間の延長を選択することができます。またサプライヤーは、サプライヤーの総生産量のうち、正当な遅延事由の発生前に買主に割り当てていた割合と少なくとも同じ割合を買主に保証するような方法で、入手可能な本商品の供給を割り当てるものとします。本商品の納入が 45 暦日を超えて遅延した場合、買主は、何ら責任を負うことなく、購入注文書に基づく注文の全部または一部を取り消すことができます。

## 23. 法令および方針の遵守

- 23.1 法令遵守 サプライヤーは、買主に提供する本商品に関して適用されるすべての法律、制定法、条例、規則、規制、命令またはその他の基準（以下「**法令等**」と総称します。）を遵守するものとします（かかる法令等は随時更新され置き換えられることがあります。）。サプライヤーは、
- (1) 本商品が、適用されるすべての人権法（2015年英国現代奴隷法および2018年オーストラリア現代奴隷法を含みます。）、カリフォルニア州サプライチェーン透明法、すべての贈収賄防止法および汚職防止法（米国海外汚職行為防止法を含みます。）を遵守して製造されていること、ならびに (2) サプライヤーおよびその下請業者がいずれも、児童労働、奴隷労働、囚人労働またはその他の形態の強制労働もしくは非自発的労働を利用していないことを保証します。サプライヤーは、購入注文を受諾することにより、1936年6月30日施行のウォルシュ-ヒーリー公共契約法（その改正を含みます。）および1938年公正労働基準法（その改正を含みます。）の遵守に同意したこととなります（要求に応じ証明書を提出します。）。サプライヤーは、購入注文書で要求されるすべての行為を履行するにあたり、人種、信条、性別、肌の色または国籍を理由に従業員または求職者を差別してはなりません。

- 23.2 **製品の安全性** サプライヤーは、製品の安全に関する法令を遵守するものとします。サプライヤーは、本一般条件に基づいて提供された本商品が、その出荷日（または納品日）において、適用ある法令等に準拠しており、かつ連邦食品医薬品化粧品法上の意味における粗悪品または不正商標表示品ではないことを保証し、また（必要に応じ）かかる出荷日（または納品日）において放射線衛生安全規制法または類似の指令に基づくすべての要件および規制に準拠していることを保証します。法律、規則、規制または第三者の守秘義務により禁止されない限りにおいて、サプライヤーは、買主に供給した本商品に直接関連する政府機関からのすべての問い合わせ、ならびに公式または非公式の聴聞会、会議および手続きについて、速やかに買主に通知することに同意します。さらにサプライヤーは、法律、規則、規制または第三者の守秘義務により認められる限りにおいて、買主の品質保証担当取締役に対し、買主に供給した本商品に直接関連する自社と政府機関の間のすべての通信および連絡（特に、米国食品医薬品局による当該商品に関する措置についての通信および連絡、ならびに本商品の安全性に関する傷害または欠陥の苦情または報告についての通信および連絡）の写しを直ちに提供することに同意します。
- 23.3 **環境、衛生および安全** サプライヤーは、環境、衛生および安全（以下「**EHS**」といいます。）に関して適用されるすべての法律、法令、条例、規則および規制（以下「**EHS 法等**」といいます。）を遵守するものとします。買主のために現場で作業を行うサプライヤーは、買主の現場で提供されるすべての EHS 要件およびセキュリティ要件を遵守するものとします。サプライヤーは、買主の施設で作業中のサプライヤーの従業員の安全について第一義的な責任を負っており、買主に対しサービスを遂行またはその他の方法で提供するすべての職員が EHS 要件および買主の現場に固有の適用要件について適切な研修を受けるよう取り計らうものとします。
- 23.4 **廃棄物** 欧州連合または廃棄物に関するその他の適用法が意味する廃棄物がサプライヤーの商品および／またはサービスから発生した場合、サプライヤーは、廃棄物に関する法令に従い、自らの費用負担をもってかかる廃棄物のリサイクルおよび処分を行う義務を負います。廃棄物に関する法律に基づく責任は、廃棄物が発生した時点でサプライヤーに移転します。
- 23.5 **輸出入および関税の遵守** 本一般条件の規定に従い、サプライヤーは、政府の輸出入通関を必要とする購入注文書の対象となる出荷について一切の責任を負います。サプライヤーは、本購入注文書に関連する取引に関与するすべての国のすべての輸出関連法令を遵守するものとします。
- 23.6 **調達および販売の禁止** 該当する場合において、サプライヤーは、(i) 米国国務省により「テロ支援国家」に指定されている国、(ii) 「テロ支援国家」に所在する事業体もしくはかかる事業体により所有される事業体、(iii) クリミア地域（セヴァストポリを含みます。）、(iv) キューバ、または (v) 北朝鮮からいかなる品目も調達しないこと、または本契約に基づいて提供された品目もしくは技術データをこれらに対して販売、開示、公開もしくは譲渡しないことに同意します。本条項は、米国を含むすべての対象法域で認可されている場合には適用されません。本条項は、当該取引の現地法上の合法性にかかわらず適用されます。
- 23.7 **原産国** サプライヤーは、適用ある関税・輸入関連法令に従って、本商品および必要に応じて包装、ラベルまたは請求書に本商品の原産国（製造者）を表示することに同意します。サプライヤーはまた、買主の要求に応じ、本契約に基づいて提供されるすべての本商品の原産国を証明する、基準を満たす監査可能な文書（原産地証明書を含みますが、これに限定されません。）を買主に提供するものとします。
- 23.8 **政府との契約** 米国政府との契約の裏付けとして本商品を発注する場合、購入注文書は米国政府のフローダウン条項の適用対象となり、サプライヤーは、免除されない限り、サプライヤーおよびその下請業者が米国連邦規則集第 41 巻第 60-1.4 条（41 CFR 60-1.4）の定める大統領令 11246（その改正を含みます。）第 202 条の雇用機会均等条項、連邦規則集第 41 巻第 60-250.4 条（41 CFR 60-250.4）の定めるアファーマティブ・アクション（差別是正措置）条項、連邦規則集第 41

巻第 60-741.4 条 (41 CFR 60-741.4) の定めるアファーマティブ・アクション条項、および連邦規則集第 41 巻第 60 章の定める連邦契約遵守プログラム局 (Office of Federal Contract Compliance Programs) により求められるその他の条項 (これらはすべて参照により本一般条件に組み込まれます。) を遵守していることを証明します。

23.9 買主の規範 サプライヤーは、本一般条件に組み込まれ、以下の URL (<https://www.dentsplysirona.com/en/about-dentsply-sirona/compliance-ethics.html>) に掲載されている「デンツプライシロナ倫理・ビジネス行動規範 (Dentsply Sirona Code of Ethics & Business Conduct)」および「デンツプライシロナ・ビジネスパートナー行動規範 (Dentsply Sirona Business Partner Code of Conduct)」 (買主により随時更新または修正される可能性があります。) (以下「**規範**」といいます。) を読み、理解していることを認めます。サプライヤーは、規範を遵守して行動することを表明し、保証します。規範を遵守しない場合は本契約の重大な違反となります。

23.10 データのプライバシーおよび保護 サプライヤーは、買主のデータおよび機密情報へのアクセスを防止するための適切な情報セキュリティ方針および技術的かつ組織的なセキュリティ対策プログラムを確立し、実施し、かつ維持するとともに、情報セキュリティに適用されるすべてのベストプラクティス、基準および指針を満たすものとします。該当する場合において、サプライヤーは、(i) 個人を特定する情報もしくは個人を特定するために使用され得る情報 (氏名、署名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよびその他の固有識別情報を含みますが、これらに限定されません。)、または (ii) 個人を認証するために使用され得る情報 (従業員番号、政府発行の身分証明書番号、パスワードもしくは PIN、金融機関の口座番号、信用調査情報、生体情報または健康情報、セキュリティ上の質問の回答およびその他の個人識別情報を含みますが、これらに限定されません。) のサプライヤーによる収集、入手、利用、保管、廃棄、送信および開示が、適用されるすべてのプライバシーおよびデータ保護関連法ならびに適用されるその他すべての規則および指令 (欧州連合一般データ保護規則 (以下「**GDPR**」といいます。))、ブラジルの一般データ保護法 (以下「**LGPD**」といいます。))、カリフォルニア州オンラインプライバシー保護法 (以下「**CalOPPA**」といいます。))、2018 年カリフォルニア州消費者プライバシー法 (第 1.81.5 編第 1798.100 条以降 (Title 1.81.5, § 1798.100 et. seq))。同法は将来的に法令により改正される場合があります。) (以下「**CCPA**」といいます。)) および日本の個人情報保護法 (2003 年 5 月 30 日法律第 57 号。改正後の内容も含みます。) を含みますが、これらに限定されません。) を現在および将来において遵守することを表明し、保証します。米国、特にカリフォルニア州の者からデータを収集する場合、両当事者が署名した書面により個別かつ具体的に合意されない限り、本契約の各当事者は、個人情報の移転について一切考慮していないこと、およびかかる個人情報本商品の提供を円滑化することのみを目的として提供されるものであることを認めます。サプライヤーは、必要に応じて買主との間でデータのプライバシーに関する補足的な契約またはその他の契約を締結します。買主のプライバシーポリシーは本一般条件に組み込まれており、以下の URL において確認することができます。

<https://www.dentsplysirona.com/en/legal/privacy-policy.html#>

## 24. 準拠法および裁判地

24.1 両当事者は、国際物品売買契約に関する国連条約が本一般条件に適用されないことについて合意します。

24.2 北米地域からの購入注文については、本一般条件はアメリカ合衆国ニューヨーク州の法律に準拠し、これに従って解釈されます (ただし同法における抵触法の規定の適用を除外するものとしま

## フォーム GTC 日本語訳 (購入編)

す。各当事者は、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所または米国ニューヨーク州ニューヨーク市に所在するニューヨーク州裁判所およびこれらの裁判所の上訴裁判所以外の法廷で訴訟を開始しないことに同意し、かつこれらの裁判所の専属管轄権に服するものとします。各当事者は、陪審審理を受ける権利を放棄します。各当事者は、かかる訴訟の最終判決が確定的なものであり、当該判決に基づく訴訟または法律で定められたその他の方法により他の法域で執行される可能性があることに同意します。

24.3 北米以外の地域からの購入注文については、本一般条件はイングランドおよびウェールズの法律に準拠し、これに従って解釈されます（ただし同法における抵触法の規定の適用を除外するものとします。）。各当事者は、ロンドン国際仲裁裁判所（以下「**LCIA**」といいます。）以外の法廷で訴訟を開始しないことに同意します。かかる紛争は、LCIA 規則（同規則は、参照により本条に組み込まれるものとみなされます。）に基づく仲裁に付託され、最終的に解決されるものとします。仲裁人の数は3名とします。仲裁手続で使用される言語は英語とします。書面による別段の合意がない限り、LCIA 仲裁地は、ドイツからの購入注文についてはフランクフルト、ドイツ以外のヨーロッパからの購入注文についてはストックホルム、アジアからの購入注文についてはシンガポール、オーストラリアからの購入注文についてはメルボルン、南米からの購入注文についてはサンパウロ、これら以外のすべての購入注文または関連紛争についてはロンドンとします。

## 25. 雑則

- 25.1 独立した契約者／両当事者の関係 サプライヤーは、買主のパートナー、従業員もしくは代理人ではなく、また買主との共同事業者でもありません。サプライヤーはいかなる形においても買主のために行為する権限はなく、また買主に代わりいかなる種類の義務も引き受けまたは設定する権利または権限を有しません。
- 25.2 第三者／下請業者 サプライヤーは、買主の書面による承諾を得ることなく、第三者に注文を譲渡したり下請業者を利用したりすることはできません。
- 25.3 勧誘の禁止 サプライヤーは、購入注文書または該当する場合には両当事者間で締結された契約の期間中、直接または第三者を介して間接的に、買主の従業員に対しその雇用を勧誘しないことに同意します。なお、この禁止は、公的に掲示される一般的な求人広告には適用されません。
- 25.4 公表 いずれの当事者も、他方当事者が書面で同意しない限り、いかなる広告物、広報物、販促資料またはマーケティング資料においても、他方当事者の名称もしくは標章を使用せず、または他方当事者に言及しもしくはこれを特定してはなりません。
- 25.5 保険 サプライヤーは、サプライヤーの事業および買主に対する本商品の供給の規模およびリスクを考慮してサプライヤーにとって適切と思われる金額（ただし、書面による別段の合意がない限り、いかなる場合も1事故当たり200万米ドルを下回らないものとします。）の賠償責任保険（製造物責任を含む企業総合賠償責任を含みますが、これに限定されません。）に加入し、これを維持するものとします。サプライヤーは、買主の要求に応じて、これらの要件を遵守していることを証明する保険証書を買主に提出します。
- 25.6 譲渡 買主の書面による事前同意を得ることなく行われた本一般条件に基づくサプライヤーの義務の譲渡または譲渡もしくは下請けの試みはすべて無効とし、買主に債務不履行を理由とする契約解除権を与えるものとします。

- 25.7 支配権の変更 サプライヤーの支配権に変更が生じた場合、買主はその裁量により、本契約を終了するかまたはその履行の継続を要求する権利を有します。終了までの間、または終了に代えて、買主は、知的財産や専有情報の保護に関する特別な管理体制の構築など、履行の十分な保証を提供するようサプライヤーに要求することができます。本項において、「支配権の変更」とは、
- (1) サプライヤーまたはその最上位の親会社の議決権の 20%以上を支配する持分株式の直接的または間接的な売却（合併、組織変更、資本再構成、清算、公開買付けまたはその他の類似の取引によるものを含みますが、これらに限定されません。）、あるいは
  - (2) サプライヤーもしくはその親会社の資産または本契約に基づくサプライヤーの責任に関連する資産のすべてまたは実質的にすべての売却またはその他の譲渡をいいます。
- 25.8 権利放棄 いずれかの当事者が本一般条件または購入注文書のいずれかの規定の履行を怠った場合または遅延した場合でも、かかる規定を継続的に放棄するものとは解釈されず、またかかる不履行または遅延は当該当事者がいずれかの規定を執行する権利を損なうものではありません。
- 25.9 契約条項の可分性 本一般条件または購入注文書のいずれかの規定が管轄裁判所によって違法、無効または執行不能と判断された場合、両当事者は、当該規定が該当法域の法律の下で可能な限り最大限に有効かつ執行可能となるような形で裁判所が当該規定を解釈すること、ならびに残りの規定は完全に有効に存続することについて合意します。
- 25.10 存続 本一般条件および購入注文書の条項のうち、その性質上、終了時または終了後に適用されるべきものはすべて、購入注文書または両当事者が締結した契約の終了または満了後も効力を有するものとし、これには以下の主題に関する条項が含まれますが、これらに限定されません。
- 請求権の相殺、保持および譲渡、保証、保証期間、請求期間、補償、知的財産の補償、製造物責任、免責、買主の責任制限、秘密保持、法令および方針の遵守（データのプライバシーおよび保護を含みますがこれらに限定されません。）、準拠法および裁判地、独立した契約者／両当事者の関係、保険、権利放棄、契約条項の可分性、存続、および累積的救済
- 25.11 第三者受益者の不存在 別段の明示規定がない限り、本契約は、イングランドおよびウェールズの 1999 年契約（第三者の権利）法に基づく、本契約のいずれかの条項を執行する権利を生じさせるものではありません。本契約を取り消しまたは変更する両当事者の権利は、他のいかなる者の同意も必要としません。
- 25.12 承継人および譲受人 本契約は、両当事者ならびにそれぞれの許可された承継人および許可された譲受人を拘束し、これらの者の利益のために効力を生じます。
- 25.13 累積的救済 本契約に別段の明示規定がない限り、本契約で定めるすべての権利および救済は排他的ではなく累積的なものであり、いずれかの当事者によるある権利または救済の行使は、普通法、衡平法、制定法または当事者間の他の契約等により現在または今後付与される他の権利または救済の行使を妨げるものではありません。
- 25.14 信義則 両当事者は、本契約に基づく自らの義務を誠実に履行するものとし、本契約に関連するすべての事項について相互に協力すべく誠実に努力します。
- 25.15 見出し 本契約の見出しは参考のためのものであり、本契約の解釈に影響を与えるものではありません。
- 25.16 修正等 本契約は、両当事者がそれぞれ署名した書面による合意によってのみ、補足、修正または変更することができます。
- 25.17 英語 本契約の条項と他の言語への翻訳との間に矛盾がある場合は、英語版およびその意図が優先されるものとし、